

令和4年2月8日

新型コロナウイルスの感染の確認について

昨日（2月7日）は、県内で衛生環境研究所、診療・検査医療機関で合わせて1,170件程度の検査を実施し、新型コロナウイルスの陽性者が244名確認されました。

なお、変異株PCR検査（L452R）を6件実施し、全て陰性でした。

・既存事例の陽性者数：104名

（居住地：松山市45名、今治市13名、宇和島市4名、八幡浜市1名、新居浜市9名、西条市6名、大洲市5名、伊予市5名、四国中央市3名、西予市1名、東温市3名、久万高原町1名、松前町3名、砥部町5名）

・新規又は関連事例調査中の陽性者数：140名

（居住地：松山市80名、今治市7名、新居浜市18名、西条市7名、大洲市2名、伊予市2名、四国中央市4名、西予市2名、東温市4名、松前町5名、砥部町3名、内子町2名、伊方町1名、鬼北町1名、京都府1名、大阪府1名）

○陽性者の概要

陽性者	年代	性別	居住地	職業
12,221 人目	10歳未満 : 38名 10代 : 31名 20代 : 31名 30代 : 32名 40代 : 31名 50代 : 28名 60代 : 23名 70代 : 19名 80代 : 10名 90歳以上 : 1名	男性 : 119名 女性 : 125名	松山市 : 125名	公務員 : 8名 会社役員 : 2名 会社員 : 62名 自営業 : 11名 医療関係 : 3名 福祉関係 : 29名 未就学児 : 26名 児童・生徒 : 37名 学生 : 5名 教職員 : 4名 アルバイト : 2名 団体職員 : 1名 無職 : 35名 調査中 : 19名
			今治市 : 20名	
			宇和島市 : 4名	
			八幡浜市 : 1名	
			新居浜市 : 27名	
			西条市 : 13名	
			大洲市 : 7名	
			伊予市 : 7名	
			四国中央市 : 7名	
			西予市 : 3名	
12,464 人目			東温市 : 7名	
			久万高原町 : 1名	
			松前町 : 8名	
			砥部町 : 8名	
			内子町 : 2名	
			伊方町 : 1名	
			鬼北町 : 1名	
			京都府 : 1名	
			大阪府 : 1名	

○症状の有無

あり	217名 ※全て軽症
なし	18名
調査中	9名

○感染経路等

家庭内	: 70名
学校	: 2名
幼稚園・保育所等	: 5名
仕事関係	: 10名
医療・福祉施設	: 17名
会食	: 1名
飲食店	: 3名
生活上の接触	: 2名
県外	: 7名
調査中	: 127名

※現段階の調査で感染経路の可能性が推測される場面等

○陽性者の年代内訳

保健所	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90歳以上	計
四国中央保健所											
四国中央市		1	2	1	1	1	1	1			8
西条保健所											
新居浜市、西条市	6	5	6	4	4	6	3	2	3	1	40
今治保健所											
今治市、上島町	2	6	2	5	1	2	2	1			21
松山市保健所											
松山市	22	11	16	15	17	14	14	13	3		125
中予保健所											
伊予市、東温市 久万高原町 松前町、砥部町	7	6	2	4	5	3	1	1	2		31
八幡浜保健所											
八幡浜市、大洲市 西予市、内子町 伊方町		1	2	2	3	2	2	1	1		14
宇和島保健所											
宇和島市、松野町 鬼北町、愛南町	1	1	1	1					1		5
計	38	31	31	32	31	28	23	19	10	1	244

※県外在住者は管轄保健所に含まれる

○検査状況（検査機関の濃厚接触者等の検査及び医療機関等で陽性が確認された検査）

	検査数	陰性	陽性
県衛生環境 研究所等	420	926	244
診療・検査 医療機関 ※	750		
昨日合計	1,170	926	244

【毎週金曜日に直近 1 週間の検査数を集計】

- 診療・検査医療機関での検査数：5,251 件（※ 1 日平均：約 750 件）
- 無料検査所の検査数：6,549 件（1 日平均：約 940 件）

累計検査数	226,717	214,268	12,449
-------	---------	---------	--------

○変異株検査状況（対象：R4.1 月以降の陽性者）

変異株検査	L452R 変異株 PCR 検査結果				ゲノム解析結果	
	検査数	陰性	陽性	判定不能	デルタ株 確定	オミクロン株 確定
昨日の結果	6	6				
累計検査数	609	597	3	9	3	135

県では、感染症法第 16 条第 1 項の規定に基づき、感染症の予防のための情報の公表を行いますが、同第 2 項により個人情報の保護に留意する必要があります。
報道機関各位におかれては、報道に当たり、プライバシー保護に御配慮ください。